

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県教育委員会

公表日

令和3年12月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費関係事務
②事務の概要	特別支援学校へ就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の援助を行い、特別支援教育の普及奨励を図る。 特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、保護者等の所得状況や住民票情報等、経費の算定に必要な情報等を照会して、保護者の経済的負担能力(支弁区分)を決定する。
③システムの名称	就労奨励費事務処理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援学校就学奨励費関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号法に基づく独自条例」という。)第4条及び第5条 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条 別表第1 第3条 別表第二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第8号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第8号 別表第二の26及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条及び第44条 番号法に基づく独自条例第5条 別表第三関係
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課) TEL 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課 TEL 059-224-2961

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月14日	しきい値判断項目	500人以上	500人未満	事後	
平成30年6月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	三重県教育委員会事務局 教育総務課	三重県教育委員会事務局 特別支援教育課	事後	
平成30年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 番号法第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条 教育委員会関係行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条 別表第1第3条 別表第二	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 番号法第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号法に基づく独自条例」という。)第4条及び第5条 教育委員会関係行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条 別表第1第3条 別表第二	事後	
平成30年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第23条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一 [情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第23条及び第44条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三	[情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26、37及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条、第23条及び第44条 番号法に基づく独自条例第5条 別表第三関係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26、37及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条、第23条及び第44条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第三関係	[情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条及び第44条 番号法に基づく独自条例第5条 別表第三関係	事後	
平成31年2月12日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和3年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条及び第44条 番号法に基づく独自条例第5条 別表第三関係	[情報照会] 番号法第19条第8号 別表第二の37の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法に基づく別表第二の命令」)第23条 番号法に基づく独自条例第4条 別表第一関係 [情報提供] 番号法第19条第8号 別表第二の26及び87の項 番号法に基づく別表第二の命令第19条及び第44条 番号法に基づく独自条例第5条 別表第三関係	事後	重要な変更にあたらない(号ズレの修正) ※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の改正に伴う修正
令和3年12月13日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(時点修正) ※再評価
令和3年12月13日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(時点修正) ※再評価